

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成21年1月29日（木）午後1時30分から午後4時40分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）正木勝彦（委員長），伊東武是，大内ますみ，迫田博幸，高梨柳太郎，  
中野彰博，西誠子，橋口朱美，平地正宜，増田陽一，六車ゆき子，  
村田一実，森岡正芳，渡邊力（敬称略）

（オブザーバー）落合卓，中野眞一，今中昭治

（説明者）山本陽一，田邊正一郎，宮崎正義，寺尾倫宣，酒井宏晋，長谷川卓司，  
新谷誠

（庶務）澤明憲，山本正道，永井英雄，中山克巳

### 4 議事（●：委員長，○：委員，◎：オブザーバー，□：説明者，△：庶務）

（1）開会のことば（総務課長）

（2）所長あいさつ

（3）新任委員の紹介

（4）委員長選出

赤西前委員長は，異動に伴って委員を解任されたので，新しく委員長を選任する必要がある。委員の互選の結果，正木委員が委員長に選任された。

（5）委員長代理の指名

委員長代理には，伊東委員が指名された。

（6）裁判所からの報告

庶務から，「来庁者アンケート『利用者の声』」についての集計結果報告及び「法の日週間広報行事」の開催結果報告が行われた。

（7）成年後見制度とその運営について（説明内容は別紙のとおり）

ア 成年後見制度の概要についての説明

イ 家庭裁判所における法定後見制度の手続についての説明

ウ 神戸家庭裁判所における成年後見事件と監督事件の調査の実情についての説

明

エ 成年後見制度に関する広報活動や関係機関との協議会についての説明

オ 意見交換

○ 成年後見等事件については年々増加しているとの説明があったが、事前配付された統計資料によると、神戸家裁における後見開始事件の申立件数は平成18年4月から平成19年3月までは1326件、平成19年4月から平成20年3月までは847件である。申立件数が減少している理由としてどのようなことが考えられるか教えてもらいたい。また、平成20年4月以降の申立件数の動向はどうか。

◎ 平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことにより、それまでは、障害者支援施設への入所が措置によって行われていたところ、すべて入所者本人と施設との契約という形式をとることとなった。そのため、判断能力が不十分な入所者について成年後見人等を選任する必要がある、平成18年度に一斉に申立てがあった、という背景がある。

なお、平成20年1月から同年12月までの後見開始事件の申立件数は900件、保佐開始事件の申立件数は130件といずれも増加傾向にある。補助開始事件については前年度とほぼ同数であり、任意後見監督人選任事件は23件と、前年度と比較すると減少している。

○ 家庭裁判所として、今後の後見等事件の申立件数についてどのような見通しを持っているのか教えていただきたい。また、それに伴い、家庭裁判所として、人的な手当や予算的な手当の面から問題意識を持っている点はないか教えていただきたい。

◎ 今後も高齢者が増加することが考えられるため、後見等事件の申立件数は増加していくものと思われる。後見等の開始決定がされると、本人が死亡するか、能力を回復するまでの間は家庭裁判所が監督を続けていかなければならないため、今後はこの後見等監督事件が雪だるま式に増加していくことが予想される。現在の人的規模で、今後の事件数の増加に対応できるかどうか不安はあるが、事務の合理化や参与員関与の拡充等、今後も様々な方策を検討する必要があると考えている。

□ 今後、後見等監督事件が累積的に増加することが予想されるため、神戸

家庭裁判所では、後見人等が裁判所に報告をする際に利用できるよう、成年後見申立セットの中に、財産目録や収支目録等の各種目録の様式を準備している。申立てがあった時点で、申立人及び後見人候補者には懇切丁寧に説明を行い、手続説明のDVDを視聴してもらう等して、手続のスタートの時点から、後見人等の職務についてしっかり理解してもらうことで、その後の後見等監督をスムーズに行えるようにすることが狙いである。

また、不動産の売買や遺産分割等明確な目的を持って申立てがされるケースが多いため、後見等監督においては、本人の財産の変動が大きい時期を見極め、その時期にしっかりとした監督を行う等、めりはりを付けた監督を行うことを心掛けている。ケースによっては、弁護士、司法書士等の専門家を後見人等に選任したり、後見人等からの報告書を参与員にチェックしてもらうことも考えているところである。

- これまでは、成年後見等事件について、参与員の活用が十分にはされていない状態だったが、今後は積極的に活用していくことを検討しているところである。家庭裁判所において、参与員に対する研修を実施しているほか、公認会計士や司法書士等、専門的知識を有する参与員を積極的に活用していくことを考えている。また、申立セットを整備することや、申立ての段階で参与員による審査を行うことにより、申立人の自己責任においてきちんとした申立てをしてもらい、監督を含めたその後の手続の進行がスムーズになるように工夫をしているという状況である。
- 成年後見制度が社会的に重要な制度であることは理解できたが、申立人又は後見人と本人との関係がそんなにうまくいくものだろうか、という疑問を感じた。親族の間で込み入った事情があったり、親族が遺産分割を意識している等、財産の問題が絡むため、親族間に深刻な対立がある場合も多いのではないか。年月が経つと後見人自身も高齢になるだろうし、後見人の職務は相当大変なものではないかと思う。家庭裁判所が、後見人等の監督を行っているとのことだが、監督だけではなく、家庭裁判所において後見人等が安心して相談できるような態勢は整備されているのか、また、後見人等からの相談に対して、どの部署がどのようにして対応しているのか教えていただきたい。

□ 後見人自身が高齢となっているケースは多数あり，そのことが家庭裁判所としても今後の大きな問題であると認識している。親族間で対立が激しい等，後見人等の職務が大変なケースもあるが，家庭裁判所としては，これらの事情を理解した上で，きちんと職務を行ってもらえることを前提に後見人等を選任している。

後見人等からは，家事書記官室において電話等で相談を受けることが多く，その都度，担当書記官が担当裁判官に報告・相談をし，対応している。

□ 成年後見等事件については，後見係の書記官3人が担当しており，それぞれの事件に担当の書記官がいるため，後見人等からの相談については，できる限り担当書記官において対応するようにしている。また，成年後見等事件については，パソコンで管理しており，本人の氏名，生年月日等で検索し，対応することが可能である。

□ 後見人等の職務は，大別すると本人の身上監護と財産管理の二つであるが，後見人等の選任の際には，当該事件における後見人等の職務の中心が，この二つのどちらになるのかをケースごとに見極めた上で，適任者を選任するようにしている。後見人等候補者が本人の親族である場合は，調査官において候補者の調査を行うため，担当調査官が後見人等から相談を受けることも多い。

なお，審判の申立てがあり，後見人等候補者の調査を行う時点で「後見人の職務と責任」という小冊子を候補者に交付して，詳細な説明を行うようにしており，できる限りその場で疑問を解消できるように努めている。また，後見人等には，選任の審判書と同時に「成年後見人Q&A」という冊子を送付してあるため，疑問点があればまずはその冊子を参照してもらい，それでも分からない場合は電話等で問い合わせをしてもらう，という形にしているため，常に後見人等からの相談があるというほどの状態ではない。

● 後見係の調査官も3人であり，後見監督については後見係の書記官，調査官を中心に行っているが，場合によっては裁判官も関与し，後見人等に対する審問を行ったり，後見人等としてふさわしくないと考えられる場合等には，後見人等を解任することもある。それでも，後見人等による不正

や事故がないわけではなく、悪質なものについては厳正に対処する必要があると考えている。後見人等による不正は全国的にも問題となっているところである。

- 後見開始等事件の申立件数は増加の傾向にあるとのことだが、私個人としては、まだまだ少ないのではないかという認識がある。例えば、本人が世間体を気にしており、病院や裁判所に行きづらい、と言って手続の利用まで至っていないケースも多いように思われるが、家庭裁判所としては、そのような人に対する手続の周知についてどのように考えているのか教えていただきたい。

最近では市町村長からの申立てもされているようだが、身寄りのない老人等、申立てをする親族がない場合の制度の利用状況はどうなっているのか、また、成年後見制度を利用していない本人を保護する手立てはあるのか教えていただきたい。

- 最近では、司法書士会のリーガルサポート、弁護士会のたんぽぽ、市区町村の福祉部、社会福祉協議会等、他機関からのアプローチを受けて申立てに至っているケースも多い。家庭裁判所としては、これらの関係機関の働きかけにより、成年後見制度の潜在的なニーズを掘り下げることができれば、と考えている。これまでも、制度の周知のため、裁判所外で行われる制度の説明会や研修会等に裁判所の職員を講師として派遣してきたが、今後は、講師の派遣を含め、これらの関係機関との情報交換を積極的に行っていきたいと考えている。

市町村長からの申立てについては、これまでは申立費用及び後見人等の報酬の財源の問題があったが、市区町村において申立援助のための予算が組まれるようになり、徐々に環境整備が進んでいると聞いているため、今後の経緯を見守りたい。

制度を利用していない本人の保護、という点については、制度上難しいものがあるが、成年後見制度の利用についての潜在的なニーズを拾い上げる努力をすることで、本人の保護につなげていきたいと考える。

- 後見等開始の申立ての際には、窓口で申立セットを交付し、手続説明のDVDを視聴してもらうとのことだったが、それだけで法的知識のない申

立人にどの程度理解してもらえるのか疑問がある。申立人や関係者に対する説明の状況と、法的知識がない人が申立てをする場合のサポート態勢について教えていただきたい。

□ 申立てを受け付ける際には、申立セットを交付するだけでなく、原則として申立人に来庁してもらった上で、詳しく手続の説明を行うようにしている。通常は、30分程度の手続案内を行った後、20分程度、手続説明DVDを視聴してもらっているが、それでも分からない点があれば個別に説明し、できる限り手続を理解してもらえるように努めている。申立人の中には、金融機関等の窓口で申立てが必要だと言われ、全く知識がないまま家裁の窓口を訪れる人もいるが、その場合は、できる限り分かりやすく噛み砕いて説明し、手続案内へと導くように心掛けている。また、申立人や後見人等に対する説明は、申立ての際だけではなく、手続開始後についても必要に応じて行うようにしている。

□ 来庁者が、問題解決のためにどのような申立てをすべきかを理解し、申立てに至った後は、申立人及び後見人等候補者には、後見人等の職務について理解してもらう必要があるが、この点については、申立て後の事情聴取の中でも適宜説明を行っている。事情聴取の際には、申立てに至った経緯や本人の状況、本人の財産の状況等を聴取し、後見人等の適格性を判断していくこととなるが、後見人等の能力としては、普通に家計簿を付けられる程度の最低限度の事務処理能力があれば良く、むしろ後見人等としての心構え的な事項についての説明に時間をかけている。言い換えれば、後見人等としての心構えを理解し、納得してもらえないと、後見人等としての適格性がないという判断をすることとなると思われる。

○ 後見人等に対しては、報酬が支払われると聞いているが、具体的にはどのくらいの額になるか、教えていただきたい。

□ 後見人等に対する報酬については、本人の財産額と後見人等の職務の内容から総合的に判断しているため、ケースバイケースであるが、月額報酬に後見事務の労力に応じた加算がなされるという形が一般的である。本人の財産額の総額からみると、報酬額が少ないと感じるところはあると思われる。

- 後見人等の報酬については、家庭裁判所において算定の基準を設けており、それに従って算出されているが、その基準については、正当で常識的なものであると考えている。
- 私の友人の弁護士に聞いたところによると、特に本人があまり資産を有していない場合、後見人等の報酬は月額で数万程度であり、とても職務の内容に見合っているとは言えないが、社会貢献の一環だと思って引き受けている、とのことだった。報酬額と後見人等の職務の負担との兼ね合いで、就任を断ることもあるのではないだろうか。
- 最近では、社会貢献の一つとして、低額の報酬でも後見人等を引き受けてくれる弁護士等も増えてきているように感じている。

- 最近は司法書士が第三者後見人等を引き受けているケースも多いと思われる。後見人等の職務は本人のプラスの財産の管理だけではなく、中には高利の消費者金融から借り入れをしていたり、居住している住居の家賃の滞納があったりする等、マイナスの財産の整理が職務となるケースもある。その場合には、後見人において債務の整理を行う等、本人の生活のサポートを行うことで、本人の生活を立て直すことができることもある。その意味では、後見人等の職務には本人の生活支援という面もあると思われる。

申立セットの整備をはじめ、一般の方にも申立てがしやすいように家庭裁判所においても相当努力してもらっていると思うが、本人に財産がない場合の後見人等の選任については、今後は弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家でチームを組んで対処していこうという話があり、弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会、精神保健福祉士会等で事例検討会等の取組を始めているところである。

最近では、予算の手当がされたことにより、市町村長からの申立ても増加しており、申立費用については、法テラスから支援を受けることができるほか、申立費用を厚生労働省が支援してくれる制度もあると聞いている。後見人等の報酬の支援についても、これまでは市町村長から申立てがされたケースのみに限られていたところ、支援の対象範囲が広がったということも聞いている。

現在は、後見人等による不正行為や不祥事が起こらないかが心配である

ため、裁判所による後見監督のスパンについても再度検討してもらう必要があるのではないだろうか。今後は、後見等監督について参与員の関与を進めていくとのことだったが、参与員が関与したケースのすべてがスムーズに進行しているとは限らないため、私個人としては、裁判所自身に監督してもらいたいと考えている。今後の参与員の活用については更に検討を重ねてもらいたい。また、現在、後見人等の監督がどのような形で運用されているのか教えていただきたい。

- 家庭裁判所による後見監督については、原則としては年に1回程度が望ましいと考えているが、監督を何度か行って特に問題がなければ、その後は監督のスパンが長くなることもある。また、特に問題がない場合でも、後見人等が多額の財産を管理しているケースでは、別途検討が必要になると思われる反面、管理すべき財産がほとんどないようなケースでは、書面による報告のみで監督を終了しているものもある。弁護士、司法書士等が後見人等に選任されているケースでは、専門家としてしっかりと管理をしてきているとの前提があるため、基本的には後見人等からの自主的な報告に基づいて、監督をしている状態である。
- 後見等監督事件については、本人の資産の額や後見人等の職務の内容に応じて一定の区分を設け、それに従って運用している。後見等監督事件については、参与員を積極的に活用することを検討しており、参与員に対する研修等も実施している。参与員の場合、知識も経験もそれぞれであるが、参与員にすべてを任せきりすることはせず、常に調査官と一体となって監督に当たることを前提としている。
- 後見人等の職務には本人の生活支援という側面がある、との意見があったが、私もその点については同感である。

成年後見制度を利用している本人のほとんどは高齢者だ、という認識を持っていたが、統計資料によると、40歳代、50歳代の本人も相当多いように思われる。これはなぜか。

- 後見開始等事件の本人には、高齢者のほか、重度の知的障害等により、判断能力が低下している者も多いためである。また、本人が未成年者であれば、親権者が本人を代理して対処することができるが、本人が成人した



後については親権者が本人を代理することができなくなり、申立てに至るケースも多い。

- 10代のころから統合失調症と診断され、通院を続けていた人がいたが、40代のころに両親が死亡し、遺産分割の必要が生じたため、本人の父親の妹から後見開始の申立てがされた、というケースを見たことがある。
- 障害者自立支援法の施行後は、知的障害者や高齢者の入所施設を減らし、その代わりにグループホーム等の建設を推進する、という流れがあり、今後はますます後見人等の需要が増加することが予想される。市民後見人の育成を始めている自治体もあるように聞いているので、家庭裁判所が行政とも協力して後見人候補者の育成に当たってもらいたい。関係機関が主催する説明会や講演会には、本庁だけではなく、支部からも講師として職員を派遣してもらいたい。
- ◎ 成年後見制度の利用者は、高齢者や知的・精神障害者だけでなく、事故等により、高次脳機能障害を発症し、判断能力が低下した者も含まれる。特に事故等の場合は、損害賠償の問題があるため、後見人等を選任する必要があることが多いと思われる。
- これまでの説明によると、成年後見制度の利用を必要とする者が、潜在的にはまだまだたくさんいるのではないかと思う。今後は制度に関する広報活動にも更に力を入れていくべきではないだろうか。
- 最近では、親族が本人の財産を搾取していたり、親族が本人に対して必要な介護を受けさせない等、親族が本人の利益に反する行為をしているようなケースもあると思われる。そのような場合、本人の保護はどのようにされているのか、教えていただきたい。
- 高齢者虐待の問題については法整備がされたところだが、後見開始等事件の申立人が、本人を虐待していたり、本人の財産を搾取しているケースも見られる。そのような事情が判明し、申立人や他の親族を後見人等を選任することが本人の福祉に反すると認められる場合は、申立人や親族の意向にかかわらず、家庭裁判所において、弁護士や司法書士等の第三者を後見人等を選任することもある。
- 本人が同居の親族から虐待や搾取を受けており、親族が後見開始等の申

立てをしないケースでは、市町村長や検察官が申立てをすることも可能であり、これらの者からの申立てが機能することになると思われる。

- 調査官が行う調査の中で、本人とその周囲の状況について、ある程度の事情は判明すると思われるが、どのようにしてそれらの情報を得ているのか、また、後見人等の適格性の判断の基準となるのはどういった点なのか教えていただきたい。
- 本人が虐待や搾取を受けているようなケースであれば、地域の包括支援センター等が関与していることが多く、そこから情報を得ることもある。また、調査において、本人の財産の収支状況を確認する中で判明することもあり、身体的な虐待を受けている場合は、写真等で確認することもある。本人の記憶が曖昧で、確認が難しいケースもあるが、できる限り客観的な情報を集めて、状況を把握できるように努めている。
- 後見人等の適格性の判断については、集められた客観的な資料に基づき、今後予想される後見人等の事務から総合的に判断している。例えば、本人の財産が搾取されており、財産の取り戻しのため訴訟を検討しなければならないような場合には弁護士や司法書士等を、申立ての目的が介護施設への入所等、本人の身上監護にある場合には社会福祉士を、というように、今後の事務の内容に対応した専門家を後見人等に選任することを検討する。ケースによっては、第三者の専門家と親族とを後見人等に選任し、財産管理については第三者の専門家に、身上監護については親族に、という形で権限を分掌させることも考えられる。
- 成年後見制度に三つの類型があり、それぞれによって後見人等の権限の差が大きいことが理解できた。

家庭裁判所からの説明によると、診断書を作成した医師が本人の鑑定を行うケースが多いとのことなので、診断書の内容と鑑定の結果との間に齟齬が生じることはあまりないのかもしれないが、親族間で激しい対立があるため、診断書を作成した医師が鑑定を引き受けてくれない場合や、診断書の内容に疑義があるような場合には、別の医師に鑑定を依頼する場合もあるように思われる。その結果、鑑定結果が診断書の内容と別のものとなる等、鑑定で問題が生じることはないのか教えていただきたい。

- 診断書の内容に疑義があることはほとんどないと思われるが、親族間に対立があり、ある親族が後見開始等の手続そのものに反対しているような場合には、診断書を作成した医師とは別の医師に鑑定を依頼することもある。その場合には、大学の医学部附属病院の医師に依頼をすることが多い。

なお、本人と同居していない親族から後見開始等の申立てがあった場合には、本人に鑑定を受けさせるのに苦勞することがある。その場合は、できる限り客観的な資料を集めた上で本人を説得したり、場合によっては申立人に対して、申立てそのものを再検討してもらうこともある。
- 後見等を開始するかどうかで争いとなることはあまりなく、むしろ誰を後見人等を選任するか、という点で争いとなるケースが圧倒的に多いように思われる。
- 本人を巡って親族間で紛争がある場合、本人の主治医にはそのような状況がよくわかるため、主治医の中には、鑑定を依頼されたとしても断る者もいた。そのようなケースでは、主治医以外の医師が鑑定を行った方が、関係者全員が納得できるように思う。
- 家庭裁判所で準備している申立セットには多くの書面が含まれており、公的機関から取り寄せたりして提出すべき書類も多数あるが、基本的には提出された書類で判断するということだろうか。家庭裁判所が現場に出向いて本人の状況を確認するようなことはしていないのか、また、本人が同居の親族から虐待を受けているにもかかわらず、周囲の人間にはそれがわかっていないようなケースにおいては、詳細な実情についてはどうやって調査を行うのか、教えていただきたい。
- 申立ての際には、申立人やその他の関係者にできる限り来庁してもらい、その日のうちに必要な事情聴取や調査をすべて行うこととしており、その日の調査で、本人が明らかに後見開始等が相当な状態であることがわかるようなケースであれば、本人の状況を確認せずに手続を進めることもある。申立セットに定められている診断書の様式が詳細なものとなっているため、それだけで本人の状態が明らかにわかるような例外的な場合は、本人の調査を省略することがあるが、鑑定が必要かどうか判断に迷うケースにおいては、本人が入院している病院等に出向き、本人の状況を直接確認するほ

か、病院や施設の職員から実情を聴取することとしている。本人の調査を省略するのはレアケースであり、ほとんどのケースにおいて、本人の状況を確認していると思われる。

また、本人が虐待を受けているようなケースについては、地域の包括支援センター等が関与し、本人に対する見守り行動を行っている場合が多いため、申立てがあった場合は、これらの関係機関とも連携し、担当者と情報交換を行った上で手続を進めている。特に本人と、本人を虐待している者が同居しているケースでは、どうやって本人にアプローチするかを十分に検討する必要があるため、行政の担当者とも打合せを行い、複数の担当で対処することとしている。

- 制度開始当初と比較すると、家庭裁判所の努力により、審理の合理化、迅速化が図られていると感じている。弁護士等に委任をしていない申立人にも手続が進めやすいように工夫がされており、制度が市民の間にも浸透してきたように思う。

今後、後見開始等の申立てが減少するとは思えない上、後見等監督事件も累積的に増加していくことが予想されるため、審理の迅速化は非常に大事だとは思いますが、その反面、本人の権利保護についても十分に考慮する必要があると考える。大阪家裁においては、調査官が本人の状況を直接確認するのは、申立て全体の60パーセントから70パーセント程度だと聞いていたが、神戸家裁においては、本人の状態が明らかな場合を除き、原則として本人の状態を直接確認しているとのことだったので、安心したところである。今後も本人の権利保護のため、同様の運用をお願いするとともに、現在の運用を継続できるよう、裁判所においても十分な人的手当を確保してもらいたい。

また、今後は第三者後見人の需要が増加していくと思われるが、金銭的な問題も大きく、後見業務が長期間に及ぶと負担も相当大きなものとなる。現時点では、第三者後見人を引き受けてくれる人の善意にすがって運営しているというような面もあるため、今後は社会において、これらをうまく機能させるための仕組みを構築していく必要があると考える。家庭裁判所においても、その取組を積極的にバックアップしていただきたい。

(8) 裁判所からのその他の説明

長谷川事務局次長から裁判員制度について、新谷少年次席書記官から少年法の改正について、それぞれ説明が行われた。

(9) 次回の神戸家庭裁判所委員会のテーマ及び日程について

次回テーマについては、「家庭裁判所のこれまでの歩みと今後期待される役割について（家庭裁判所60周年を迎えて）」に決定した。

次回の日程は、平成21年7月16日（木）午後1時30分からと決定した。

(10) 所長閉会あいさつ

(11) 閉会のことば（総務課長）

(別紙)

<山本裁判官>

ただ今ご紹介いただきました山本でございます。

成年後見の制度自体は、既に多くの方が御存知だと思われまし、委員の中には成年後見の専門家ともいうべき方もいらして、「釈迦に説法」かとも思われますが、私から簡単にご説明申し上げます。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの精神上の障害のために判断能力が不十分な本人を、財産管理や契約締結の際に援助するもので、本人保護の制度です。例えば、判断能力の不十分な方が、所有している不動産を非常に安い値段で売ってしまったり、訪問販売などで必要でもない高価な商品を買ってしまったときに、家庭裁判所によって選任された後見人等が、そのような不利益な契約を取り消して本人の財産を守ったり、あるいは、判断能力の不十分な本人に代わって財産を管理し処分したり、介護契約や施設入所契約を締結するなどして本人を保護する制度です。

このような成年後見制度は、高齢者や障害者が、その意思が尊重され社会の一員として普通に生活し活動できるようにと、ノーマライゼーションと本人保護との調和の観点から、旧来の禁治産・準禁治産制度を抜本的に改め、平成12年4月から施行されたものです。

ところで、成年後見制度は、法定後見と任意後見とに大別されます。

法定後見では、現に判断能力が不十分な状態にある本人について、本人や家族等の関係者からの申立てにより、家庭裁判所が後見等を開始して適任者を後見人等に選任します。この場合、本人の判断能力の程度によって、それが全くないときは後見、著しく不十分なときは保佐、不十分なときは補助という認定をします。この法定後見は、本人が判断能力が不十分になったときのことを事前に決めておかなかった場合、つまり、判断能力が不十分になってからの制度で、いわば「転んでからの杖」というものです。

一方、任意後見は、当事者間の契約によるもので、いわば「転ばぬ先の杖」です。これは、本人がまだ判断能力が十分ある間に、将来自分の判断能力が低下したときに援助・保護してくれる後見人を、事前の契約で決めておくものです。後見人として誰を選ぶのか、どういう行為を任せるのかを事前の契約で決めておくことが法定後見と異なっています。この事前の契約は公証人役場へ行って公正証書で作成する必要があり、また、

任意後見人が実際に活動するためには、本人その他関係者から、本人の判断能力が衰えたことを理由に家庭裁判所に申立てをしてもらい、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任して効力を発生させる必要がありますので、これらの点にご注意ください。

なお、法定後見も、任意後見も、いずれも「精神上的障害」を要件としていますから、精神上的障害を伴わない身体障害者は対象になりません。

ところで、成年後見制度の利用が必要になる場面は、判断能力の不十分な方名義の不動産の売買、賃貸借、金銭の貸し借り、遺産分割、預貯金の払い戻しなど、本人の財産の処分や管理を行う必要が生じたときなどのほか、身上監護に関するものとして、介護保険における要介護認定の申請、福祉サービスの契約、施設入所の契約、病院などとの医療契約を締結する必要が生じたときなどですが、家庭裁判所は、後見等の開始後も、後見人等の職務の適正を図るため、監督人を選任して監督させたり、必要に応じて後見人等に職務執行について不正がないかなどをチェックしたり直接指導したりしています。いわゆる家庭裁判所による後見監督です。そして、場合によっては、後見人を解任したり、刑事犯罪があったと考えれば告発することもあり得ることになります。

さて、成年後見制度がスタートしてから、間もなく10年になろうとしています。お手元の全国並びに神戸家裁管内の統計を御覧いただければ判るように、利用者の数は年々増加しております。その背景には、高齢化社会への対応や障害者の福祉の充実についての社会の要請が高まっていること、高齢者・障害者を適切に援助するための仕組みが整えられ、利用しやすくなったことなどが挙げられます。

成年後見事件はこのように急増し、今後も高い増加率が見込まれていますが、利用者のニーズに応えるべく、様々な取り組みをしてまいりました。

まず、申立て場面では、お手元に配付しました申立セットを用意し、これを利用していただくことにより、迅速な審判を目指しています。また、後見監督の場面では、後見監督が終了するのは本人死亡が圧倒的という実態からして、わが国の平均余命にも照らすと、後見が開始された事件の大部分は年々累積していく状況ですが、現在当庁で記録を保管して後見監督中の事件は、約1700件に上っています。そこで、弁護士、司法書士、社会福祉士などといった、いわゆる第三者後見人と呼ばれる専門家を後見人に選任することを積極的に進めたり、また、後見監督の第一次的な審査を参与員に委ねたりして、調査官や審判官が真に強力に監督すべき事件を振り分けて、事案の難易度に応じ

た適切な監督に努めているところです。

ここで、参与員について触れさせていただきますと、参与員は、家庭裁判所が徳望良識のある一般市民の中から毎年前もって選任し、その中から、個別の家事事件について指定され、審理に立ち会ったり、予備審査を行うなどして、意見を述べる機関のことをいいます。家庭問題については、家庭生活や親族関係の実情に通じた民間人の関与により、より具体的に妥当な解決をはかることが目指されているわけです。参与員は、昭和の時代には必ずしも積極的に活用されてはいなかったという現実がありましたが、平成の時代になり、特に司法改革が叫ばれるようになってからは、国民の司法参加の観点から、改めてその重要性が見直され、平成16年4月からの人事訴訟の家庭裁判所への移管に伴い、人事訴訟手続にも関与することが予定されるようになりました。こうして家庭裁判所では、家事審判と人事訴訟には参与員が、家事調停には調停委員が、それぞれ大きな役割を担うことが制度上は予定されているのです。

成年後見制度は、本人が高齢者・障害者であり、社会的弱者のセイフティネットの一つとしての側面があります。そうすると、このような問題については、一般市民の、特に徳望良識のある方は少なからず関心を持ち、市民としての率直な意見を述べていただけるはずだ、すると、純然たる法律問題というより一般市民としての意見を反映させるウェイトが大きいだろう、こういう観点から、成年後見事件についても参与員関与が始まったということです。

このように、家庭裁判所も様々な問題に取り組んできましたが、成年後見制度における課題は山積しており、しかも、家庭裁判所のみで解決できるものは決して多くありません。例えば、第三者後見人の利用拡充についても、地域によっては、その給源、つまり担い手をどう確保するかという問題があります。また、第三者後見人には報酬を払う必要も大きいわけですが、報酬の財源をどうするかで悩むケースも相当数に上ることが見込まれます。東京では市民後見人を育てることを検討している自治体もあるやに聞いております。

家庭裁判所としては、成年後見制度をさらに利用しやすい制度とするため、関係機関とも協議を重ねつつ、一つ一つ地道に課題の解決を目指して努力して行きたいと考えています。

私からは以上でございます。



<宮崎主任書記官>

後見係主任書記官の宮崎でございます。

私からは、家庭裁判所での法定後見制度の手続について説明させていただきます。お手元に配付しました申立セットの中にある「一般的な手続（審理）の流れについて」を御覧ください。

まず、後見についての手続相談がありますと、この申立セットを最高裁判所のパンフレット「詳しく知っていただくために」と共にお渡しし、DVDビデオの視聴も併せて、手続の説明をしております。

申立セットの封筒には、必要書類が全て揃えば申立てにお越しいただく日時を必ず予約していただくよう記載しています。予約日時にお越しいただくと、受付係で書類をチェックした上で申立てとして受理し、調査官に引き継ぎます。すぐに調査官又は参与員がお越しになった申立人、後見人等候補者、本人等から事情をお聴きします。

さらに必要な事柄があれば調査をし、本人の判断能力について鑑定などを行います。調査結果や鑑定結果が出揃うと、家事審判官が後見等を開始するか、開始する場合は誰を後見人等に選任するかを判断します。判断は審判という形でなされ、これは申立人や後見人等にお知らせします。所定の不服申立期間が過ぎますと審判が確定しますので、東京法務局に登記の嘱託を行うこととなります。

以上が大まかな流れですが、若干細かな点を補足いたします。

まず、申立てのできる人ですが、これは、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、検察官となっています。申立先は、本人を基準として、その住所地の家庭裁判所となっています。申立てに必要な書類の一覧やその書式、申立てに必要な費用などは申立セットで確認してもらえるようにしてあります。

若干の書類についてさらに補足いたします。

成年後見制度では、従来の禁治産・準禁治産宣告が戸籍記載と官報公告で公示されていたのに対し、成年後見登記での公示に変わりましたから、この登記を見ることで後見開始の審判などを以前に受けているかどうか確認できます。ですから、申立ての際にはその点の資料として、特に全く成年後見制度の適用を受けていない初めての方については、登記されていない証明書というものを提出していただきます。

また、後見人等候補者の陳述書ですが、これは、破産者などは後見人等になることができないので、その点を確認するために提出していただきます。

「鑑定についてのおたずね」という書面ですが、これは、鑑定を実施する場合には引き受けていただけるか、いくらで引き受けていただけるかなどを診断書を作成された医師に記入していただき、鑑定実施の場合の迅速化をはかっています。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、概ね5万円から10万円までの間をお願いしているのが実情です。なお、本人が植物状態等と認められる場合には、鑑定は省略されています。

次に、後見等が開始された後の手続についても、若干補足します。

家庭裁判所では、後見人等に対し、選任後一定期間ごとに又は必要に応じて、照会書を発送して、本人の現状、身上監護面やその財産状況、収支状況について、その裏付けとなる預金通帳や領収証等のコピーも添付してもらい、後見事務の状況を報告してもらい、監督しています。報告書の審査については、参与員が多く関与しています

後見人等は、報酬付与の申立てをすれば、家庭裁判所がその額を決定し、本人の財産の中から支払うこととなります。その場合には、管理する財産の額、各種財産の内容、後見事務の範囲や難易、訴訟などの係属の有無、その他の後見状況や経過などを総合的に考慮して、事後的に報酬額が決定されることとなります。

その他、後見事務上に生ずる疑問点などについて、後見人等の方々から問い合わせがよくあり、その対応もさせていただいています。

私からは以上でございます。

#### <寺尾家裁調査官>

家庭裁判所調査官の寺尾でございます。

私からは、後見等開始事件と監督事件での調査の実際について説明させていただきます。

調査の対象ですが、まず、冒頭での即日事情聴取は、お越しいただいた申立人、本人、後見人等候補者ですが、その後、必要に応じて、他の親族、診断書作成の主治医、福祉施設等の職員の方々を調査することがあります。

調査の内容ですが、まず、申立人からはどのような事情で申立てをされたのか、経緯をお聴きします。山本裁判官の説明にもあったように、制度を利用される動機は様々ですが、中には申立人やその他の親族の目的をかなえるためと思われるものもありますので、そのときには、小冊子「後見人の職務と責任」を交付して説明し、後見制度の趣旨を十分に理解していただくようにしています。申立て前にDVDビデオを視聴されてい

ない方には、調査の中で観ていただいています。申立てが本人の福祉に適っていることが第一の条件になります。

次に、本人の状態についてです。診断書や本人に関する照会書を参考にしつつ、申立人や本人から、本人の健康状態、病名、判断能力、日常生活の様子、家族・親族との生活関係などを具体的にお聴きします。ここで本人の判断能力を明らかにし、その身上監護に配慮すべき点がないかなどを検討します。なお、現在の申立セットに入っている診断書は、かなり詳しいチェックポイント項目があり、簡易な鑑定書に近いような体裁になっており、判断能力の判定に大きく寄与しています。

その次に、本人の財産の全容と今後の生活に必要な費用を把握します。

これは、後見人等の候補者が財産管理の方針を決めるためにも大事な作業です。具体的には、申立人が作成した財産目録と収支目録を添付資料、例えば不動産登記簿謄本や預金通帳、各種証書と照合して、不足する資料があれば追完指示して、適正な財産目録を作成していただきます。最初の段階での財産状況を正確に把握することが、それ以後の後見監督でも重要なポイントになるわけです。事案によっては、申立人が本人から何らかの形で財産管理を任されており、申立てまでに本人以外の親族名義で預金通帳が作られたり、現金管理をしたり、申立て直前に多額の預金が行き渡されていたりなど、不適切な管理が見受けられることもあり、その場合には調査段階で速やかな是正を促します。

次は、後見人等候補者についてです。ここでは、本人とのこれまでの生活関係や利害関係の有無、人柄などについて具体的にお聴きします。事実上の財産管理を行ってきた候補者については、後見人等としての適格性を見極めるための大切な調査になります。財産管理状況で不適切な管理が見られたり、親族間の紛争があったり、あるいは多額の財産管理や訴訟予定の事案では、第三者後見人を選任したり、後見監督人を併せて選任することがあります。その際には、そういう選任の必要性について十分に説明し、当事者の理解を得るようにしています。なお、現在の申立セットに入っている親族の同意書は、推定相続人に当たる程度の親族の意向を事前に把握しようというもので、後見人等候補者の選任相当性についての参考資料になっています。候補者については、一通りの調査が終われば、フローチャート「後見事務の流れ図」や「後見事務報告書の作成のしかた」という小冊子を活用して、候補者が適切な財産管理と家庭裁判所の指示に沿った事務報告ができるように助言、指導します。

後見等開始後の監督は、本人の利益の保護が適切に行われているか、重要な作業です。

報告者が提出されない、提出された報告書に大きな問題点がある場合など、後見人の事務遂行に不適切な点があれば、家裁調査官の調査や審判官の審問を行い、不正の大きい事案では後見人等の解任や刑事告発に至ることもあります。

申立時の即日事情聴取や後見事務報告書の審査に当たって、参与員が関与する事案が増えているのは、これまでの説明にあったとおりです。即日事情聴取では、現在ではほぼ毎日、予約が受け付けられるようになってきました。報告書審査も日常的な関与がされています。そこで重要になってくるのが、参与員に対する研さん態勢です。平成19年度に2回、20年度には3回の研修会を開催し、また20年度には相互研さんを目的に意見交換会も開催しました。

私からは以上でございます。

#### <田邊家事訟廷管理官>

家事訟廷管理官の田邊でございます。

私のほうからは、成年後見に関する最近の広報や関係機関との協議会について、ごく簡単に報告させていただきます。

先ほど総務課から報告がありましたように、平成20年秋の「法の日」週間行事として、11月4日に成年後見制度の説明会をしました。また、10月30日には、「家事関係機関との連絡協議会」を開催し、今回は特に第三者後見をめぐる諸問題について、関係機関との間で意見交換しました。後見人等候補者の推薦方式や人材の確保、報酬財源の確保、いわゆる市民後見人の今後の必要と展望などが主なテーマでした。

その他、兵庫県下管内において関係団体が開催される説明会やセミナーにも、調査官や書記官が分担して講師として出向き、成年後見の制度と手続についての啓蒙活動を行っています。平成20年の実績で、8箇所へのべ10名が出向いております。

以上でございます。